

軽度者の福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

令和4年2月

石狩市保健福祉部高齢者支援課

## 1. これまでの経緯

平成18年4月の介護保険制度改正により、要支援1・2、要介護1の方については「軽度者」となり、軽度者の状態像から使用が想定しにくい以下の福祉用具の貸与が、原則として保険給付の対象外となりました。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ・車いす及び車いす付属品 | ・特殊寝台及び特殊寝台付属品    |
| ・床ずれ防止用具     | ・体位変換器            |
| ・認知症老人徘徊感知機器 | ・移動用リフト（つり具部分を除く） |

しかしながら、厚生労働大臣が定める状態像に該当する方については、その状態像に応じて使用が想定される対象外種目について、軽度者であっても例外的に給付を認める判断をすることとなりました。

この際に、例外的に福祉用具貸与を利用できる方は、認定調査票の基本調査の結果を用いて判断することとなりましたが、平成19年4月にその判断方法が一部見直され、認定調査票の基本調査の結果にかかわらず、別表の（ ）（ ）のいずれかに該当することが、医師の医学的所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と判断されていることを、書面等確実な方法で市町村が確認した場合にも保険給付が可能となりました。

さらに、平成24年度の制度改正により、例外給付種目に「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」が追加されました。この自動排泄処理装置については、先に示した軽度者のほか、**要介護2及び3の方についても原則として保険給付の対象外**であるため、貸与をする場合には例外給付に係る所定の手続きが必要となります。

種目	軽度者		中重度者	
	要支援1・2、要介護1		要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 （尿のみ自動的に吸引するものを除く）	<b>原則、保険給付の対象外</b>			
車いす及び車いす付属品				
特殊寝台及び特殊寝台付属品				
床ずれ防止用具				
体位変換器				
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト（つり具部分除く）				
手すり	<b>保険給付の対象</b>			
スロープ				
歩行器				
歩行補助つえ				
自動排泄処理装置 （尿のみ自動的に吸引するもの）				

## 2. 軽度者における例外給付の判断

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付を検討する場合は、下表に定める状態像にあてはまっていることが前提となります。

厚生労働省第94号告示第31号イで定める状態像の者

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7「3.できない」 (注1)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「3.できない」 基本調査1-3「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への対応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	基本調査1-8「3.できない」
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」 (注2)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4.全介助」 基本調査2-1「4.全介助」

(注1・注2の判断基準)

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。なお、この判断の見直しについては、必要に応じて随時行うこととする。

## 別表

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 94 号告示第 31 号のイに該当する者。
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 94 号告示第 31 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者。
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 94 号告示第 31 号のイに該当すると判断できる者。

### 3. 確認申請の手続き

#### (1) 必要書類

軽度者の福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書

医学的所見の確認書類

必要な福祉用具の種類と、その理由についての医学的所見の具体的な記載があるもの 医師の押印または署名が必要

居宅サービス計画第 1 表～ 5 表（介護予防サービス支援計画表）の写し

福祉用具貸与が必要となった理由と貸与予定期間が記載されていること

#### (2) 確認申請書の提出時期について

初回申請

**原則として、サービス提供開始前に確認申請書を提出**

**貸与開始後に確認申請を行った場合、遡及できるのは最大で確認申請書を受理した日の属する月の初日までとします。**

合理的な理由がある場合を除き、月をまたいでの遡及は不可となりますので、貸与開始月内に確認申請が困難な場合は事前に必ず高齢者支援課（0133-72-6121）へご連絡願います。ご連絡がない場合は、利用者の自己負担となりますので十分ご注意ください。

なお、要介護認定申請中で認定結果が下りていない場合でも申請は可能です。明らかに要介護 2 以上（自動排泄処理装置については要介護 4 以上）の認定結果が想定される場合を除き、貸与が決定した段階で確認申請書を提出してください。

（例）福祉用具貸与開始日：1 月 20 日、認定結果日 2 月 1 日、確認申請書提出日：2 月 3 日の場合、確認の有効期間は 2 月 1 日からとなり、1 月 20 日から 1 月 31 日までの分は利用者の自己負担となります。

継続申請（新型コロナによる要介護認定期間の延長に伴う継続申請を含む）

**原則として、現在の確認有効期間の終了日前までに確認申請書を提出**

**初回申請と同様、継続利用開始後に確認申請を行った場合、遡及できるのは最大で確認申請書を受理した日の属する月の初日までとします。**

合理的な理由がある場合を除き、月をまたいでの遡及は不可となりますので、継続利用開始月内に確認申請が困難な場合は事前に必ず高齢者支援課（0133-72-6121）へご連絡願います。ご連絡がない場合は、利用者の自己負担となりますので十分ご注意ください。

なお、要介護認定更新申請中で認定結果が下りていない場合でも申請は可能です。明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置については要介護4以上）の認定結果が想定される場合を除き、継続利用が決定した段階で確認申請書を提出してください。

その他

区分変更により要介護度に変更が生じたときや、貸与品目の追加等があった場合にも、上記同様確認申請が必要となります。

### （3）確認の有効期間

<p><u>確認申請書に記載の貸与開始予定日</u> から <u>要介護（要支援）認定の有効期間の終了日</u> まで</p>
---